

令和5年第3回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和5年6月13日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
(議長諸報告について)
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 発議第 7号 議会改革特別委員会の設置について
- 第 5 発議第 8号 議員研修会に係る議員の派遣について
- 第 6 意見案第 1号 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）の提出について
- 第 7 意見案第 2号 2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）の提出について
- 第 8 一般質問
- 第 9 報告第 2号 令和4年度小清水町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第10 報告第 3号 令和4年度小清水町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 第11 報告第 4号 令和4年度小清水町一般会計継続費繰越計算書について
- 第12 議案第32号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第33号 小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第34号 小清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第35号 令和5年度小清水町一般会計補正予算（第2号）について
- 第16 議案第36号 令和5年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第17 同意第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第18 同意第 4号 小清水町農業委員会委員の選任について

○出席議員（10名）

1番	梶間善高君	2番	木戸寛治君
3番	高谷貴子君	4番	氣田敏和君
5番	瓜田新一君	6番	鬼塚茂君
7番	工藤孝一君	8番	和田彩君
9番	更科浩司君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	細川正彦君
出納室長	荒木和正君
企画財政課長	石丸寛之君
町民生活課長	牧野尚樹君
保健福祉課長	斉藤高広君
建設課長	西川豊人君
保育所長	佐藤大吉君
生涯学習課長	組野麻記君
選挙管理委員会事務局長	細川正彦君
監査委員事務局長	村上信二君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	村上信二君
書記	谷綾乃君

◎開会の宣告

○議長（坂田秀昭君）ただいまから、令和5年第3回町議会定例会を開会いたします。

（開会 午前9時30分）

◎開議の宣告

○議長（坂田秀昭君）直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、

2番 木戸寛治議員 9番 更科浩司議員

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。

工藤孝一議会運営委員長。7番。

○議会運営委員長（工藤孝一君）7番。それでは、議会運営委員会の審査報告をいたします。

令和5年第3回町議会定例会を開催するに当たり、去る5月16日、6月9日及び本日、議会運営委員会を開催し、本日開催の定例会の会期、運営について協議いたしました。

本定例会の議員提案は4件、町長提案は10件であります。また、一般質問3名、4件が通告されております。

以上、内容等を慎重に審議し、判断いたしまして、本定例会の会期は本日1日とすることが適当であると判断したところでございます。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は、会期1日であります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、会期を本日1日と決定いたします。

◎議長諸報告について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を村上事務局長から報告させます。

○事務局長（村上信二君）諸般の報告をいたします。

本日の会議出席議員数は10名でございます。

本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しておりますが、一部訂正がございます。産業課長が都合により欠席しておりますので、御訂正をお願いいたします。

3月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。

監査委員から例月出納検査報告書を受領したので、その写しを配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

併せて、日程第3、行政報告について報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。

久保町長。

○町長（久保弘志君）おはようございます。

定例町議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

野山の木々も色濃く装いを改め、新緑の生える初夏の訪れとともに、農作物が大きく成長し、原生花園では花々が咲き誇る季節を迎えます。新型コロナウイルス感染症は、5類感染症に分類され、制限のない日常が戻ってきております。このよき季節に多くの皆さんが足を運ばれ、ここ小清水町の魅力を存分に感じていただけることを願うところであります。

防災拠点型複合庁舎「ワタシノ」がグランドオープンし、訪れる皆さん、思い思いに「私の時間」を過ごされています。

本日、この新庁舎において、初の本会議となる令和5年第3回定例町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には何かと御多用の中、全員の御応召を賜り、ここに開会できますこと、厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会に提案させていただきます案件でございますが、初めに3件の報告案件は、令和4年度補正予算に計上いたしました一般会計4事業の繰越明許費と世界的な半導体不足の影響により事業完了が困難となった事故繰越し事業、防災拠点型複合庁舎移転事業及び認定こども園建設事業の継続費につきまして、それぞれ繰越計算書を調製しましたので、5年度への繰越し状況を報告するものでございます。

次に、議案になりますが、感染症対応に係る職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正など条例改正3件、補正予算は令和5年度一般会計及び国民健康保険特別会計補正予算2件、そのほか人事案件としまして固定資産評価審査委員会及び農業委員会の委員の選任2件でございます。

以上、10件の案件につきまして、よろしく御審議の上、原案に御協賛くださいますようお願いを申し上げます。定例町議会開会に当たっての挨拶といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

別途お配りしております行政報告書を御覧願います。

なお、私の補足説明はごく簡単に行いますので、御了承願います。

行政報告書、3ページの右側上段、農作物作況調査であります。別紙「農作物生育状況調査報告書」をお配りしておりますので、御覧ください。

まず、総体的な状況でございますが、本年は冬季の積雪量が少なく春の融雪が早く進んだことにより、まき付けは昨年同様、例年より早く進んでおりましたが、5月中旬の霜や低温の影響により、一部で補植やまき直しをし直す圃場が発生しておりました。

このような中、網走農業改良普及センター清里支所より、6月1日現在における農作物生育状況調査報告書が公表されましたので、その内容について補足説明いたします。

資料の見方でございますが、表の左側が作物名、次に生育概況欄が本年度の数値であります。町単独調査の実施により、さらに細分化した上段を小清水町の数値、下段を支所管内の数値としておまして、平年値につきましては支所の平年値でございます。

作物ごとの遅速日数で見ますと、融雪が早く進み播種時期が早まったことにより、秋まき小麦とバレイショは3日、春まき小麦は1日、テンサイは2日、5月中旬の低温後に播種を終えた大豆は5日、サイレー用トウモロコシは3日早い生育となっております。

牧草は若干雨不足ではございましたが、生育はおおむね順調に推移しております。

以上のような調査結果から、ほぼ全ての作物において、冬季間の小雪によって、平年より早い生育状況となっておりますが、農作物は今後の天候や適切な圃場管理によって収穫量が大きく左右されますことから、農業者の皆様をはじめ関係者一丸となって、生育状況に応じた適切な対応と、一層の御努力により豊穡の出来秋を迎えたいと願っているところでございます。

以上で、行政報告を終わります。

◎発議第7号

○議長（坂田秀昭君） 日程第4、発議第7号、議会改革特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては9名をもって構成する議会改革特別委員会を設置し、議会改革に係る調査及び検討を付託の上、調査及び検討が終了するまでの議会閉会中の継続審査にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、本件はそうように決定しました。

ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長を除く9名を指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名した議長を除く9名の議員を議会改革特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

◎発議第8号

○議長(坂田秀昭君) 日程第5、発議第8号、議員研修会に係る議員の派遣についてを議題といたします。

令和5年7月4日から5日まで、札幌市で開催される町村議会議員研修会に瓜田新一議員、鬼塚茂議員、工藤孝一議員、和田彩議員及び私、坂田秀昭の5名が参加することといたしたいと思います。

お諮りいたします。これに派遣する場合の議員の出張並びに細部の取扱いについては、あらかじめ議長に一任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、本件はそうように決定いたしました。

◎意見案第1号

○議長(坂田秀昭君) 日程第6、意見案第1号、地方財政の充実・強化に関する意見書(案)の提出についてを議題といたします。

提出者、鬼塚茂議員の説明を求めます。

6番、鬼塚茂議員。

○6番(鬼塚茂君) 6番。ただいま上程されました意見案第1号について、御説明申し上げます。

地方財政充実・強化に関する意見書(案)でございます。

今、地方公共団体には急激な少子高齢化に伴う医療・介護など、社会保障制度の整備、子育ての施策、人口減少化における地域活性化対策をもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など極めて多岐にわたる役割が求められている。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルスまた多発する大規模災害への対応も迫られている。これらに対応する地方財政について、政府は骨太方針2021において、2021年度の地方一般財源水準を2024年まで確保するとしているが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されている。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう以下の事項の実現を強く要望する。

記。

1、社会保障の維持、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災、減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を注視し、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。

2、新型コロナウイルス感染症対策について、5類移行後における保健所も含めた医療提供体制制度等について、自治体の混乱が生じることのないよう、十分な財源措置やより速やかな情報提供などを行うこと。

3、今後、一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。

4、デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き地域デジタル社会推進費に相当する財政を確保するなど、十分な財源を保障すること。特に、戸籍等への記載事項における氏名の振り仮名の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。

5、保育施設、学童保育施設等職員の処遇改善及び保育施設の配置基準をOECD先進国並みの基準に改善するため、予算を措置すること。また、正規職員として就労を希望する非正規職員の正規化及び会計年度任用職員の雇用安定を促すため、支援策を講じるとともに、人員確保を早急に策定し実施すること。

6、まち・ひと・しごと創生事業費の1兆円については、新たに地方創生推進費として2023年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて、より恒久的な財源とすること。

7、会計年度任用職員の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も該当職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。

8、特別交付税の配分にあたり諸手当の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。

9、森林環境譲与税については、より林業事業を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行譲与基準を見直すこと。

10、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自立的な地方財政の確立に取り組むこと。併せて、地方の安定的な財源確保に向け、所得税、消費税に対し、国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

11、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど地方交付税の財源保証機能、財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものでございます。

何とぞ御賛同いただき、関係機関に送付くださいますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第1号を採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、意見案第1号を原案のとおり可決されました。

◎意見案第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、意見案第2号、2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、更科浩司議員の説明を求めます。

9番、更科浩司議員。

○9番（更科浩司君）9番。意見案第2号を説明いたします。

2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）。

北海道最低賃金の引上げは、ワーキングプア解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものです。労働基準法第2条では、労働条件の決定は労使が対等な立場で行うものと定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規雇用者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。つきましては、2023年度の北海道最低賃金の改定にあたって強く要望いたします。

記。

1、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に全国加重平均が千円になることを目指すことが堅持された経済財政運営と改革の基本方針を十分尊重し、経済の自立的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。

2、設定する最低賃金は、経営豊富な労働者の時間額が道内高卒初任給（時間額1,054円）を下回らない水準に改善すること。

3、賃上げの原資確保のため、公正取引を促すパートナーシップ構築宣言の宣言企業拡大を進めると同時に、厚生労働省の業務改善助成金など各種助成金の利用を促進し、最低賃金の大幅引き上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

御賛同いただき、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第2号を採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、意見案第2号、原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長（坂田秀昭君）日程第8、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質問、答弁ともに簡潔、明瞭に努められるようお願い申し上げます。

初めに、7番、工藤孝一議員。7番。

○7番（工藤孝一君）7番。新庁舎に移転して、第1回目の一般質問のトップバッターということで多少緊張しておりますが、発言に誤ることもあるかと思いますが、どうぞお許しをいただきたいと思っております。

さきに通告してございます2点について質問いたします。

まず、1点目ですが、補聴器購入助成についてであります。

加齢に伴い心身の機能は徐々に低下し、虚弱（フレイル）に傾きながら自立度低下を経て、要介護状態に陥ってまいります。

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴者に対し、補聴器購入に要する費用の一部を助成し、社会的フレイルを予防する必要があると思っておりますが、町長の所見をお伺いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

加齢とともに、誰もが心身の機能は低下をしてまいります。自立した生活の維持には、この身体

的・心理的な要素に加えまして、社会的要素の3つが相互に関係しておりまして、いずれかが悪化すると要介護の状態になる危険性があると言われていたところでございます。

ただいま議員からありました補聴器購入費用の助成についてであります。難聴は家族や周りの人とコミュニケーションを取りにくくし、社会とのつながりを遠ざけてしまうなど、精神的・心理的に大きな影響を及ぼし、結果、フレイルに陥る要因でもあると考えられ、既に近隣の市町などでは、補助制度を創設していることは承知をしております。

本町でも、加齢に伴う心や身体の活力低下を抑制したり、遅らせるフレイル予防は、住み慣れた町で笑顔で暮らし続けるために必要な対策でありますことから、様々な施策を展開しているところでありますが、何よりもまずは家に閉じこもらないで外に出ていただき、集まりや行事に参加して、人とのつながりを持っていただくことが、心身の機能維持には重要であると考え、難聴の方のみならず、不自由があっても参加しやすい環境づくりがフレイル予防につながると考えるところであります。

御質問にあります補聴器購入助成も一つの手段といたしまして、誰もが人とのつながりを持ち、笑顔で暮らせる、要介護状態に陥らないよう安心して住み続けられるまちの実現に向け、その対策を検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君） 7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君） 7番。ただいま町長のほうから身体的・社会的フレイルに陥らないために、町民高齢者の家に閉じこもってばかりいない、そういうフレイル予防、笑顔の絶えないそういう社会的なつながりを進めたいということだと理解したと思うんですが、町内にも70代前後の方の単身者で、食事が豆腐のような、豆で作る豆腐状態の食品しか食べられない。栄養が十分取れないので杖を使う。この1年余りで徐々に歩行困難になりつつあるということで、私自身もちょっと状況を見て、その状況を疑ったりもしたんですが、そういう方もいらっしゃいます。

今日の新聞の折り込みに、小清水町保健福祉課の健康推進係の方々の毎年やっていらっしゃる案内が出ていました。成人歯科検診「歯まなす検診」を実施します。札幌医療大学から先生が来られるのはたしか3年ぶりぐらいになるかと思うんですけども、こういった取組が再開されて、本当に町民にとってはありがたいし、せっかくの機会だからだと思いますし、多くの町民の参加を期待したいと思いますが、特に高齢者のフレイル予防では歯科口腔の定期的なそういう取組も、以前からといいますか、やはり重要視されているというふうに考えているところです。

身体的フレイルは、本庁舎のトレーニングジム等を利用したそういう高齢者向けのトレーニングも始まるでしょうから、合わせて本庁の健康推進係が取り組んでいるメタボリックシンドロームから高齢に向かって栄養を適切に一人一人に合わせた栄養をどうとるか、それはつまりは一定の知見を得た専門的なやっぱり歯科口腔検診も必要になるかと思えます。

町長答弁されました補聴器ばかりではなくてという捉え方で、全く私もそのとおりだというふうに感じております。その点で再度お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） 健康推進事業的な部分については以前からいろいろな、子供からお年寄りまで笑顔で暮らしていただけるような取組については続けてきておりますが、やはりこの3年間コロナでなかなかやっても人が集まらないとか、そういう状況は続いたんだろうというふうに認識しております。

そんな中で、小清水町の強みとしてはやはり小さな町であります。人口も残念ながら4,500人を切りましたが、一定程度町民に目を向けられるんだろうというふうに思っています。要は、一人一人目が届くんだろうというふうに思っております。

そういうことから、この3年間はなかなかそういう活動、保健師さんについての訪問等々なかなか出来づらい部分があったと思いますけれども、そこは一定程度5月8日から5類に移ったわけでありまして、やはりそういつてなかなか手の届かないといいますか、やっぱり孤立してしまうだとか、そういう方をやはりなんとか救っていくということですね。

やっぱり1年でも長く健康でいられるような取組を、やっぱり続けていかなきゃいけないんだろうというふうに思っています。ただ、ここの取組については様々なことがあると思います。このにぎわいの空間でのフィットネス、大変好評いただいておりますが、その中でまちとしての事業も新たに展開をしていきたいと思っておりますが、やはりそこは一人でも多くやっぱり来ていただくということだと思います。

そこにはやっぱりいろんなお声かけだとかという部分は、当然行政のほうからもさせていただきますが、そこでやっぱり大きな力になるのは地域だというふうに認識をしております。そこは自治会等々お願いをした中で、そういう方がいれば事前に情報をいただくだとか、やはり行政としてもなかなか手の届かない、目が届かないところも現実的にありますので、そういうところについてはやはり自治会さんの御協力をいただきながら、先ほど議員からもありましたコロナ禍の中で、やっぱり体力が落ちていく、これは病院、特養もそうですがやはり活動できなくなって、体力が落ちていくというのは明らかに出てきているという状況は聞いておりますので、やはりこれからはそれを元に戻していく取組も必要だと思いますので、そこは行政しっかり取り組んでいきたいと思いますが、やはり地域のお力添えもいただきながら、しっかりいろんな活動を取り組んでいきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）7番。地域を巻き込んだ、そういう一人でも多くの町民の方の、そういう要望活動をつくっていきたいということだと思いますが、私も今まで包括支援センターを中心に、介護予防事業を取り進めてきているわけでありましたが、今幾つか取り上げました新しいフレイル予防という視点も重視しながら、今後とも取り組んでいただきたいということを付け加えて指摘しまして、2点目の質問に移らせていただきます。

2点目ですが、学校トイレへの生理用品の設置についてであります。この生理用品の設置については、私はおととしの9月定例議会で若干角度は違いますが、生理の貧困という観点で質問した経過がございます。

女性にとって毎月ある生理は大きな負担であります。トイレットペーパーのように、生理用品を小中学校に設置し、女性を大切に作る社会づくりの一環として取り組むべきだと考えますが、見解を伺います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

加藤教育長。

○教育長（加藤友幸君）お答えをいたします。

ただいま議員おっしゃったとおり、前回、令和3年にコロナ禍における生理の貧困について御質問をいただきました。

配置検討しますという旨お答えをし、現行での保健室の対応を続けながら協議をしましてまいりました。

本年、道教委が新年度より道立学校の女子トイレに生理用品を配置するとの情報を得たところでございます。これが、町教委として検討した結果、「生理用品の配置は子供たちが心身の健康を維持し、安心して学校生活を送るための環境整備の一環として必要である」と判断し、本年3月開催の校長・教頭会議において協議を行い、新年度に準備が整い次第配置することを決めてございます。

現在、学校の繁忙期を過ぎ、適宜準備を進めております。

小中学校の児童生徒は思春期にあり、心も体も大変デリケートな時期にありますので、子供たちに対しての丁寧な説明等も行った上で配慮したいと考えております。御理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）7番。ただいま加藤教育長のほうから、本年2月末の道教委の決定を受けて、本町の3月の校長・教頭会議で本町も実施を決めたということの経過説明であります。大変ありがたい決定ですが、保健室の貸付業務については終了するという、自動的に貸し出しは終了するということでしょうか。

そして、合わせて今までは貸し付けしていたと思うのですが、返してもらうことを前提に。今度、トイレに置く場合は、新たな財源が必要になると思うのですが、その点について財源措置についても御答弁い

ただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

加藤教育長。

○教育長（加藤友幸君）お答えをいたします。

保健室での対応でございますが、基本的にはこれまで保健室に備えていたということについては、貸し付けではなくてあくまでも緊急的な対応ということでございますので、決して貸し付けていたという部分はありません。それともう一点、今回配置するわけですが、これまで同様、保健室にも配置をして、保健の養護の先生の対応もしていただくということで考えてございます。

やはり子供たち小学校、中学校というデリケートな時期なので、やはり子供さんと先生が直接話をするということも大変重要なことでございます。家庭の事情も知ることができるということも含めて、その保健室の対応はこれまでどおり続けてまいりたいなというふうに考えてございます。

したがいまして、今回配置した部分も、配置する部分も決して貸し付けではございません。あくまでも配置して使ってもらおうという考えでおります。それと財源ですが、3月に一応決定はしていまして、当初予算は既に終わってますが、当面は現行の予算の範囲内で足りるんじゃないかというふうな、学校現場と協議しています。

もし、不足になればまた町の財政当局とも協議しながら、予算について検討していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）7番。今教育長のほうからは、今まで実施してこられた保健室での生理用品の設置については、貸し付けではなかったということで理解していいですね。ちょっと失礼ですけど、親の方から伺ったら貸し付けだというふうなことも一部お聞きしましたので、ちょっとそこら辺のことをもし再度御答弁いただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

加藤教育長。

○教育長（加藤友幸君）お答えをいたします。

保健室の対応はかなり昔から対応しているような、だと思えます。議員おっしゃった貸し付けという部分は、例えば私の私見ですけれども、学校で子供さんが急な部分で対応してもらった。親御さんによっては、この次もあるかもしれないということで、学校に返ってきてという部分の場面はあったかもしれません。

ただ、教育委員会で学校にも確認していますけれども、決して貸し付けだとか返してもらおうとかという部分はございません。それは確認してございますけれども、親御さんによってはやはり借りたというか、使わせてもらったんだから、それはお返しというか学校に持って行ってという親御さんも中にはいらっしゃるのかなというふうに思いますが、学校、教育委員会としては貸し付け、返してもらおうという考えはございません。

以上です。

○7番（工藤孝一君）了解しました。

○議長（坂田秀昭君）これにて、工藤孝一議員の質問は終了いたします。

続いて、4番、氣田敏和議員。4番。

○4番（氣田敏和君）4番。よろしくをお願いします。さきに通告してありますにぎわいの継続に向けてについて、1点質問させていただきたいと思います。

防災拠点型複合庁舎がオープンし半月余りが経過しておりますが、にぎわい広場やコインランドリーなどには町内外からたくさんの方が来られており、皆が集まる「ワタシノ」居場所として非常によいスタートだと感じております。

このような中、市街地以外に住まわれている高齢者の中には、タクシーも混んでおり、なかなか自由に行くことができないとの声も聞こえております。継続したにぎわいの形成に向けて、高齢者も含めて町民が気軽に訪れることができる対策についてお伺いしたいのですが、よろしくをお願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

防災拠点型複合庁舎「ワタシノ」は、5月28日のグランドオープン以降、スポーツジム、ランドリー、カフェに連日多くの皆様にお越しいただいており、共用空間でありますコミュニティスペースでは、中学生や高校生がテスト勉強をする様子や、友人と談笑されたり、グループ活動されたりと多くの皆さんが楽しんで御利用されているお姿を拝見しますと、施設整備の目的であります「にぎわいの創出」と人と人とのつながりによる、「コミュニティ再生」の第一歩を踏み出せたものと考えております。

さて、このにぎわいを将来にわたって継続させるためには、御質問のとおり、移動に不便を感じておられる高齢者の皆さんをはじめ、より多くの方々に気軽に訪れてもらえる対策は重要であり、通院や日常生活の維持において喫緊の課題と認識をしております。

そこで、地域交通の実態につきまして、多くの高齢者の皆さんが利用される町内におけるハイヤーの運行状況でございますが、運行主体であります網走ハイヤー様と定期的に意見交換を行っておりますが、昨年来からの乗務員不足ははまだ解消しておらず、現在、小清水町内における乗務員の方は常駐者が3名、網走市本社からの応援1名、合計4名での運行体制とお聞きをしております。

この慢性的な乗務員不足に御対応いただくため、網走ハイヤー様には引き続き乗務員確保に御努力を頂き、町といたしましても、この対策に係る費用の助成を行うなど安定した運行の確保に努めております。

また、令和3年度、4年度の2か年にわたりまして「乗合タクシー（m o b i）の実証実験」を行い、昨年度は運用範囲を拡大、利用料金を徴収する形で実証実験を行ったところ、約130名の御利用があり、うち60歳以上の方が65%を占めるという結果を得たところであります。

御高齢の方が大半であったことから、予約方法について、アプリ利用者が全体の2割以下となり、大半の利用が電話予約を選択され、アプリ予約に課題が残った一方で、電話による予約では利用する仮想停留所を伝えるのが難しかったとの御意見が多くあり、実装にはまだ多くの課題を残していることが把握できたところでございます。

こうした取組を踏まえまして、小清水町内における地域公共交通の在り方につきましては、先ほど申し上げたハイヤーの運行状況、乗合タクシーの実証実験で見えた課題、これまで実施しております福祉タクシーの利用状況などを可視化・数値化するとともに、町民ニーズの把握などを行うこととして今年度、交通事業者や交通政策の専門家を構成員とする地域公共交通活性化協議会を設置した上で、小清水町地域交通計画の策定を進めていくこととしてございます。

地域公共交通対策は、町内タクシーのみならず、網走市とを結ぶバス路線のほか、JR釧網線の維持など、本町のみでは解決することができない諸課題も多くございますが、まずは今年度中に小清水町民の皆様の交通に対する意識調査をはじめ、財政的な視点を考慮した持続可能な移動手段的な在り方について、その対策を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）4番、氣田敏和議員。

○4番（氣田敏和君）4番です。乗合タクシーの検証やタクシーの人員不足と、また福祉タクシーのチケットの問題等いろいろ問題があるとは思いますが、先ほど言っていましたアプリを使った場合は2割弱、小清水町としてもDX化をどんどん進めたいということで、そういう講習会をやって60歳以上の人にもアプリを使ってもらえるようなことも考えていき、またデマンドバス等も考えていったらいいと思いますし、最近、都市部と地方小清水の格差が年々広がっている状況とは思いますが、地方小清水ならではのこの地方交通をいち早く、高齢者目線に立って対応を求めたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）やはりこの2年間やってきた実証実験の中では、アプリについては先ほど申し上げたとおり、2割弱であったと思います。いろんな形でふれあいスタンプがEZOCA・カード、ポイント制度になったりとまさにその過渡期であると、デジタルの関係ではです。こういうことから、そういう研

修会等々を含めて秋以降にはやっていきたいと思いますというふうなことで今、役場庁舎内では議論を始めているところでございます。

本当にその次のステップに移行するときまで様々な取組が必要なんだろうというふうには認識をしておりますが、実際、現状においてはなかなかやっぱり実証実験をやった上ではm o b i という形でやらせていただきましたが、これではなかなかニーズにはお応えできないんだらうなというふうな感触を得ているところでございます。

いろいろデマンドバス等々のお話もありましたが、これにはやはり大きなお金が必要であります。近隣市町でも様々やられておりますが、数千万円の赤字の中で運行していると。その財源があるのかどうなのかということになってくると思いますし、やはり高齢者の方にはいろいろ意見をお聞きしますと、最終的にはやっぱりタクシーなんですよね。ドア・ツー・ドアです。いろんなところで買物をしても重たいものを持って歩けないということです。

私は、そこは玄関先から玄関先までというのがやはり究極の公共交通なんだろうというふうには認識をしておりますが、そこで財源的に耐えられるのかどうなのかということだと思えます。

今、1回乗ると300円という福祉タクシーをやらせていただきますが、それを年間48枚お配りをさせていただきますが、現実的にはちょっと今は数値的には押さえておりませんが、全部使い切る方ってそう割合的に現状としては多くはないという実態でございます。それは裏を返せば、小清水町は人と人とのつながりがまだあって、近所で乗り合って動かれているという、すごくすばらしいコミュニティーがまだ残っているんだというふうに思っています。

そこのあるうちにやはり議員おっしゃったとおり、小清水町に合った交通体系をやっぱりつくらなきゃいけないと思いますので、冒頭に申し上げましたとおり、アンケートを取りつつ計画を策定し、小清水に合った地域公共交通を住民の皆さんとつくり上げていきたいというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）これにて、氣田敏和議員の質問は終了いたします。

続いて、8番、和田彩議員。8番、和田彩議員。

○8番（和田彩君）8番です。さきに通告しています認定こども園に係る保育士の採用計画について、質問させていただきます。

来年度に開園される予定の認定こども園の運営に向けて、この夏、保育士の正規職員の募集と採用試験が行われますが、おおむね何人採用される予定であるか、どのように採用試験を行うのか、新卒の方の採用は考えておられるのかをお伺いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

子供たちに良質な幼児教育と安心な保育が提供できるよう、令和6年度の開園を目指しまして認定こども園の整備を進めておりまして、施設整備の基本構想・基本計画の策定と並行いたしまして、3歳以上児の教育のための学級編成や専任の主幹保育教諭、指導保育教諭の配置など検討項目を整理し、認可基準を踏まえた職員配置の在り方の検討を進めてきたところでございます。

令和6年秋の開園に向けては、来年度の当初から移転を見据えたクラス保育の運営が必要になってまいりますので、保育指導計画の立案やカリキュラムの作成など、クラス管理を行う担任職員を責任ある職位とし、0歳児から5歳児まで各クラス分けによる保育が中心となることから、担任職員を各クラス1名として、6名程度の正規職員採用を計画しているところでございます。

採用に当たっては、広く公募によりまして、現保育所の保育士さんをはじめ、養成学校卒業予定の学生さんも含め、認定こども園の基本構想に掲げた、子どもたちをみんなで育てる「共育て」という目標に共感を持ち、子供がわくわくし、自立心や好奇心を育む幼児教育・保育に情熱と意欲を持てる保育士さんを採用したいと考えておりまして、この秋頃には小論文・面接試験を行い、選考してまいりたいと計画をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君） 8番、和田彩議員。

○8番（和田彩君） 8番。今回質問させていただくに当たり、現場の保育士さんたちにも話を伺いました。このような形で今回約20年ぶりだと思うのですが、正規職員さんの採用試験があり、働いている方々からは「選択肢が増えてうれしい」とおっしゃっていました。

今、町長の話で6人程度ということですが、その話は保育士さんたちも聞いていて「6人では足りないのではないか」とおっしゃっていました。私自身も保育士をしていたのですが、私もそう思います。

女性の多い職場なので途中で妊娠とか出産とか、そういうことになると迷惑をかけるのでという心配をされていたり、新卒採用の新人の先生とベテランの会計年度の先生と一緒にクラスを持つことになると思うんですが、そういう難しさですとか、人間ですので体調を崩したりしたらという心配もありますし、6人では足りないのではないかという意見がありました。

それで質問なんですけれど、正規職員さんが年度の途中で産休を取るようになったらどういうふうにされるおつもりなのでしょうか。

あと、僻地保育所の先生方も同様に試験を受けることができますか。今まで僻地保育所にいたという何かハンディのようなものはありますか。

あと正規職員とフルタイム会計年度任用職員の業務内容の具体的な違いは何ですか。教えてください。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） お答えします。

採用試験についてはこれからであります。よく現場の保育士とはしっかり意見交換をしながら、新しい認定こども園が子供たちのためのすばらしい施設となるように私としてはしっかり取り組んでいきたいと思っておりますし、やはり現場の意見は、建物自体もそうであります。しっかり皆さんの保育士さんの意見を聞いて、よいものにしたいというふうに認識をしております。

そういうことから、やはりその認定こども園、職場として今回6名程度——6名とは決めていません。6名程度という考え方がありますが、やはりそこは小清水町役場全体の定数の問題であるとか他の部署であるとか、いろんな関係もありますし、やはり御存じかと思っておりますが、特別養護老人ホーム、老人ホームと保育所については、最終的には以前から民営化をするという中で、やはりこういう形の正職員ではなくて、今でいう会計年度任用職員を採用して財政的なことに考慮しながらやってきたという現状でございます。

これがやはり直営、町主体で保育園を運営すると決めたわけですから、当然、将来的には全職員が正職員というのが理想だという認識をしております。ですので、そこについては努力はしていきたいと思っておりますが、当面は今回の面接結果にもよりますが、その中でも、もしかしたら新採の責任がある者にベテランの保育士がつくことがあるかもしれませんが、そこは職場の中であまりひずみのないようによい保育が——やはり子供たち目線でよい教育ができるような形で、そこはしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

あと何点かあったと思っておりますが、出産です。やはり保育現場は取りづらいというようにお話を聞いております。やはりそこはほかの現場もそうなんです。そうなんです。やはりそこは組織、現場としてやっぱりそういう雰囲気をつくり出すといえますか、そういうようなことで、それはお互い様でありますので、そういう職場の雰囲気をつくるといえますか、人がいないから、少ないから出産で休むということはなかなかしづらいという形で考えられる保育士さんはたくさんおられるというふうに思っておりますが、私、今のこれは役場、町全体の考え方ですが、将来的にはやはり職員を採れなくなる時代が来ると思っています。いろんな職種です。保育士以外も含めてであります。そこは一定程度許す限り先行的に取っていくという考え方をしておりますので、ここの保育現場についてもやはり出産であるとか病気であるとか、やはりいつか現場を離れる場面があると思っておりますが、そこは気兼ねなく離れられるような代替については当然探したいと思っておりますし、それがなかなか今現状として見つからないということでもありますので、そこは確保するような努力はしていきたいというふうに考えてございます。

あと次に、僻地にいた保育士さんは応募できるのか。それはできます。同じ立場でありますので。そこ

は同じ立場の中で3月ぐらいですかね、職員説明もしておりますので、あと6月下旬になりますが、再度聞き取りをして最終的な採用試験を迎えたいというふうには認識しております。

あと業務内容のやはり正職員については責任を持たせるという形になりますが、現状としてどうかという、それはさほどないと思います。ただ、今となっては所長と係長というのが職員2名ですから、実際に保育現場にいるのは全て会計年度任用職員ということになりますが、今後はその中で職員と会計年度職員というふうになりますので、今後は職員にするからには責任を持っていただくというような形で、現場で理解いただけるような仕組みづくりをしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）8番、和田彩議員。

○8番（和田彩君）8番。町長もおっしゃられていたように、やはり職員さんたちが安心して——子供を好きな方がやっぱり保育士さんになっておられると思うので、自分の子育てにも安心して臨めるような環境づくりをお願いしたいと思います。

今までも管理職以外は全員が会計年度任用職員ということで、今までも本当に正規職員さんと同じような責任や業務内容だったと思います。

今回、ほかの自治体の保育所に正規職員さんと会計年度さんの人数を聞きに電話したら、「会計年度任用職員さんが担任をされているのですか」ととても驚いておられました。「そういうことはうちではあり得ないですね」ということで、今まで会計年度さんのお給料でも正規職員さん並みの重責を負ってくださっていたということが本当に私は問題だと思いますし、責任を持ってやってくださっていたということはもう本当に感謝すべきだと、感謝に堪えません。低賃金で負担を強いてきたという現実があるのかなあと思います。

実際ちょっと近隣を伺ったんですけど、斜里町の場合ですと、正規職員が9人に対して会計年度さんが3人という園がありました。もう一つの園は、正規職員が11人に対し、会計年度さんが4人という園がありました。約75%が正規職員です。清里町は、正規職員が7人に対し、フルタイム会計年度任用職員さんが8人、約50%です。そういう状況ですが、ほかの自治体の方はまだ足りない、やっぱり正規職員を増やしたいとおっしゃっていました。

今回、うちの町が6人程度正規職員さんを採用しても、正規職員さんがまだ8人——6人と2人で8人で、ほかのフルタイム会計年度任用職員さんが10人、割合としてはまだまだ低いのかなあと考えます。

この短大を出てから定年まで、うちの町は結構長いこと会計年度任用職員で働かれている保育士さんが多いと思うんですけど、短大を出てから定年までずっとフルタイム会計年度任用職員で働いた場合と、正規職員で働いた場合の生涯の収入の違いは幾らぐらいになるか、御存じですか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）私のほうからお答えをしたいと思います。

一概にこれという数字は個人ごとで変わるので、例といたしまして、正職員で短大卒、この方が60歳までも働いたとすると、そのときの年額が578万円ほどの年額になっています。同じくフルタイム会計年度任用さんが短大卒で働かれた方で当時、60歳になったときの月額で計算をしますと、年額が382万円ほどという差になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）8番、和田彩議員。

○8番（和田彩君）8番。私、資料を頂いて計算してみました。短大を出て二十歳から現時点の定年であります60歳まで40年間働いて、それを計算しました。自分もちょっと驚きましたが、月給とボーナスを足して4千万円ぐらい異なるんですね。退職金も600万円ぐらい異なって合わせて4,600万円、会計年度任用職員さんで働いたほうが少なくなる。

やはり現場で真心を込めて一生懸命働いてくださっている方にほぼ同じ仕事をして責任のある仕事をしてもらって、これではやっぱり失礼に当たるのではないかと思います。保育の仕事は肉体労働ですし、頭脳労働ですし、何より命を育てて守る仕事だと思います。

5年ほど前の議会のやり取りを見ますと、町長の答弁で、その時点では民営化をまだ模索されていたようですが、公設公営の認定こども園の設置を決められたのはいつ頃なのでしょう。

先ほど、将来的には正規採用を増やしていくというお話でしたが、この夏の試験で6名程度ということですが、それを7人、8人にさせていただくことはどうしても不可能なのでしょう。どうしても不可能なのでしょう、教えてください。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）まず、公設公営をいつ決めたか、ちょっと何年何月何日まではあれなんです、令和元年だったと思います。そのときにやはり町といたしましては、公設公営なのか、公設民営なのか、民設民営なのか、あらゆる形で模索をさせていただきました。

可能性のある団体が町内には2団体ほどありましたが、いずれも認定こども園の運営は難しいということから、その町外に出すというのはなかなか子供の施設でありますから、そこは私としては無理だろうと。やはり、そこは町が責任を持ってやるべきだろうということで令和元年に決めさせていただいて、そこから基本構想の策定に入ったというところでございます。

議員いろいろおっしゃっておりますが、現実的に今まで元は嘱託職員という形で雇い入れさせていただいて、1年1年更新ということで本当によく働いていただいていたというふうに思っております。しかし、それは実は保育士だけではなくて、いろんな職場であるんです。そういうことから、冒頭申し上げましたとおり、全てが正職員などに移行できれば一番よいとは思っておりますが、ほかとのバランス、また財政的なこともあります、正直申し上げます。

ですけれども、先ほどから6名程度と私としては言っていますが、その結果によっては7名になるかもしれないし、逆に5名になるかもしれないし、そこは将来的には全員が——小清水町定数条例というものがありまして、職員数も限られていますけれども、その中で運用できる範囲で努力をしていきたいというふうに考えてございます。ですので、6名程度ということで御理解いただきたい。

ただ、将来的に来てくれるかどうか分かりませんし、新規採用は、なかなか今いろんな職種、特に技術職がそうありますが、これは近隣市町を含めてなかなか採用できない状況に陥っていますので、そこは先ほど申し上げましたが、選考採用も含めて——やっぱり子供たちを預かる施設ですから、しっかり対応していきたいというふうに考えてございます。

○議長（坂田秀昭君）8番、和田彩議員。

○8番（和田彩君）8番。令和元年には決めていたということで、4年ぐらい前には決めていたということで、その時点で少しずつ正規職員さんを採用することもできたのかなあと私は思います。

子供は町の宝で、将来なので、正規採用を増やすことはいつかお金がかかるとは思いますが、ここは経済効率と切り離して、ゆとりや余裕のある環境で保育してもらいたいです。

素敵な保育や教育環境はみんなが安心して働け、満足して生活することにつながりますし、移住を考えるとときには重要な決め手にもなると思います。少子化対策にもなりますし、長い目でみれば、行く行くは経済にもつながっていると思います。

私たち子育て世代にとって小清水町は恵まれた環境にあると思っていて、近隣の市町村の方からも「小清水はいいよね」と羨ましがられ、引っ越したいと言われるぐらいの環境です。それは本当に保育士さん、保健師さん、栄養士さん、学校の先生方や給食の先生方、児童クラブの先生方、町長をはじめ役場の職員さんたち、ほかにもそれぞれの方が毎日真心を込めて仕事をしてくださっている、そのおかげで子供たちもすくすく育っています。本当に子供に優しい町だと思います。

ある保育士さんが「小清水町は子供には優しいけれど、保育士には優しくない」とおっしゃっていました。私は、この言葉を聞いてとても悲しかったです。「小さくても素敵な町小清水」をより実現するために、保育士さんたちが安心して働けるように、子供たちも夢を持って将来保育士さんになって町に帰ってきてくれるように、今、町長おっしゃられたように、少しずつでもいいので、保育士さんたちの正規雇用化を進めていただけて働けやすい環境をつくっていただきたいと思います。

これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

- 議長（坂田秀昭君）これにて、和田彩議員の質問は終了いたします。
以上で、通告のあった一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。
議員の皆さんと町長、副町長は委員会室にお集まり願います。
なお、本会議は11時より再開いたします。

休憩 午前10時47分
再開 午前11時00分

- 議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

◎報告第2号

- 議長（坂田秀昭君）日程第9、報告第2号、令和4年度小清水町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

説明を求めます。

石丸企画財政課長。

- 企画財政課長（石丸寛之君）ただいま上程されました報告第2号、令和4年度小清水町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

議案書12ページをお願いいたします。

- 令和5年3月開催定例町議会で議決をいただきました補正予算（第7号）、繰越明許費につきまして、出納閉鎖を終え確定しました令和5年度への繰越額及びその財源内訳を御報告するものでございます。

繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

- 6款1項農業費は、同補助事業の繰越しによる交付決定を受けた2件の事業でございまして、産地生産基盤パワーアップ事業で1,650万円の事業費全額について、交付決定を受けた同補助金を財源として繰越し、農業水路等長寿命化事業も同じく事業費全額730万円について、交付決定を受けた道補助金及び分担金を財源として繰り越したものです。

- 次に、10款教育費は、2項小学校費で9万2千4百円、3項中学校費で9万2千6百円、それぞれの予算について、国庫補助金の学校保健特別対策事業の繰越しによる交付決定を受けたものでございまして、この財源として、学校保健特別対策事業費補助金を繰り越したものでございます。

なお、一般財源につきましては、全て繰越金にて計上してございます。

- 以上、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、御報告を申し上げます。

- 議長（坂田秀昭君）質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

- 議長（坂田秀昭君）なければ、次に進みます。

◎報告第3号

- 議長（坂田秀昭君）日程第10、報告第3号、令和4年度小清水町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

説明を求めます。

石丸企画財政課長。

- 企画財政課長（石丸寛之君）ただいま上程されました報告第3号、令和4年度小清水町一般会計事故繰越し繰越計算書について、御説明申し上げます。

15ページをお開きください。

- 3款1項社会福祉費、ふれあいセンター防災盤改修工事につきまして、昨今のコロナ禍等の影響による世界的な半導体不足に伴い、防災盤の製造に支障が生じ、令和4年度内の事業完了が困難となったことから

ら、地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により、令和5年度に事故繰越しをしたものでございます。

以上、計算書を調製いたしましたので、御報告を申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）なければ、次に進みます。

◎報告第4号

○議長（坂田秀昭君）日程第11、報告第4号、令和4年度小清水町一般会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

説明を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君）ただいま上程されました報告第4号、令和4年度小清水町一般会計継続費繰越計算書について御説明申し上げます。

議案書17ページをお願いいたします。

令和4年度から令和5年度までの2か年の継続費で実施しております事業につきまして、令和4年度事業費の未執行額を逐次繰越しし、令和5年度事業費と合わせて執行するものでございまして、2款1項総務管理費の防災拠点型複合庁舎移転事業につきまして1,201万1千円の予算を、3款2項児童福祉費は、認定こども園建設事業で215万3千円の予算を令和5年度に逐次繰越ししたものでございます。

以上、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、御報告を申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）なければ次に進みます。

◎議案第32号

○議長（坂田秀昭君）日程第12、議案第32号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）ただいま上程されました議案第32号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを御説明いたします。

議案書18ページ及び別途配付しております新旧対照表を御覧願います。

このたびの改正条例につきましては、国に準じ、本町職員が新型コロナウイルス感染症に従事した場合、感染のリスクに加え、厳しい勤務環境と極めて緊迫した雰囲気の中で平常時には想定されない困難性や精神的緊張が認められることから、特殊勤務手当を支給することとしておりましたが、本年5月の8日付で新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけられたことを受け、また、今後、新型コロナウイルス感染症と同様の感染症が発生し、職員がこれらに対して従事する場合に対応すべく、条例の一部を改正するものであります。改正の内容といたしましては、条例第4条第3号に規定する5類へと移行された新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1項に定められております指定感染症や新感染症などを防疫等作業手当の業務とする旨、改めるものでございます。

最後に、附則でございますが、本条例を公布の日から施行する旨定めるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 討論を終結いたします。
議案第32号を採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 御異議ないものと認めます。

よって、議案第32号、原案のとおり可決されました。

◎議案第33号

○議長（坂田秀昭君） 日程第13、議案第33号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

牧野町民生活課長。

○町民生活課長（牧野尚樹君）

ただいま上程されました議案第33号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について説明申し上げます。

議案書では19ページからとなります。また、別途お配りしております新旧対照表を御覧願います。

本条例の一部改正につきましては、負担の公平性を確保するため、保険料水準の統一を目指す北海道の国民健康保険運営方針に基づきまして、令和2年度から4年間で資産割を含む、所得割、均等割、平等割の4つの割合による賦課方式から、段階的に資産割を廃止して、3つの割合による賦課方式に移行していくために、保険料率などを改正するもので、本年度で資産割は廃止となります。

また、将来の北海道保険料水準の統一化を見据え、現状での標準保険料をもとに保険料率を算定しております。新旧対照表を御覧願います。

初めに、資産割廃止に伴う改正でございますが、1ページ、第14条及び第16条を初めとして、以降5ページ、第17条の11まで、保険料算定における廃止する資産割に係る各条文、規定を削除するほか、保険料率の改正では、1ページの第17条において、一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率を北海道保険料水準の統一化を見据えた現状での標準保険料とするため、所得割を3.2増の100分の68.2に、均等割を0.1増の100分の21.6に、次のページ、世帯別平等割は0.8減の100分10.2とする改正でございます。

3ページに飛びまして、第17条の6の6では、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率の所得割を3.4増の100分の68.4に、次のページ、世帯別平等割は0.9減の100分の10.1とする改正でございます。

次に、5ページ、第17条の11、介護納付金賦課額の保険料率では、所得割を10.2増の100分の77.7に、均等割は5.7減の100分の14.3に、世帯別は2減の100分の8とする改正でございます。

最後に改正附則でございますが、第1項において、施行期日を公布の日からとし、令和5年4月1日から適用するもので、第2項では、改正規定について、令和4年度以前の保険料は従前の条例による経過措置を規定しております。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君） 7番。国民健康保険料条例の一部改正する、資産割の廃止の最終年度ということですが、これは資産割が廃止されたことによって、所得割に移行したというふうに理解していいと思うんですが、今後の国民健康保険料の納める負担金の見通しについて御説明を、今後の数年後の見通しに

ついてお聞きしたいというふうに思います。

それと、新旧対象表の3ページの中段で、後期高齢者支援金等付加金の保険料率の項目ですが、17条の6の6で、(1)、(2)、(3)とありますが、(3)の項目は全て省略されていますが、これ、均等割の項目が入って、ここに数字を省略しないで入れる必要があるというふうに私は思うんですが、省略のままでもよろしいんですか。その点についてもお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長(坂田秀昭君) 答弁を求めます。

牧野町民生活課長。

○町民生活課長(牧野尚樹君) お答えいたします。

ただいま、資産割が廃止となりまして、所得割に移行となりましたということで質問がありましたが、今年度、保険料率の算定に当たりましては、統一化を見据えて、計算式というか表がございます。その表に当てはめた保険料率で算定をさせていただいていますので、若干、所得割の方に多くなってきているところがございます。今年度に限っては。来年度以降につきましても、その数式に合わせた中で保険料率の改正を行っていくことと考えております。

また、将来的な見込みとしてなんですけども、北海道で示している、応益、応能、それぞれの割合に関しましては、52%から大体48%ぐらいの割合の中で、北海道は移行したいという部分がうたわれているところです。

また、最後の質問の新旧対照表の3ページの部分の第17条の6の6、第3号の御質問のあった均等割なんですけど、条例改正において、この均等割の保険料率につきましては改正がございませんでしたので、省略をさせていただいています。保険料率につきましては100分の21.5と、昨年度と変わりはありません。

○議長(坂田秀昭君) よろしいですか。ほかに。ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第33号を採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第33号、原案のとおり可決されました。

◎議案第34号

○議長(坂田秀昭君) 日程第14、議案第34号、小清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長(斉藤高広君) ただいま上程されました議案第34号、小清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書は21ページからになります。

本条例の一部改正につきましては、こども家庭庁設置法施行に伴う関係法令の整備において、厚生労働省などの関係省庁の所掌事務がこども家庭庁に移管され、条例の制定根拠となる国の基準において、当該事務に係る関係大臣が行う権限及び関係省庁が発する命令が、それぞれ内閣総理大臣の権限及び内閣府令に改められ、厚生労働省、厚生労働省令、厚生労働大臣と規定されている箇所が、内閣府、内閣府令、内閣総理大臣に改正されたほか、デジタル化の対応による規定について追加する改正を、国の基準に従い

定めております関係4条例において、条文を整備する改正でございます。

別途お配りしております新旧対照表を御覧願います。

初めに、第1条関係の改正でございますが、小清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例において、子育て支援法及び学校教育法から引用する規定について、改正府令に基づき引用する条項の改正と、内閣総理大臣の権限とする改正のほか、デジタル化の推進に伴い、保育所等における書面等の作成、保存を行うものや、保護者との手続、説明等に関し、書面等によることが規定されているものについて、デジタル、電磁的方法による対応を可能とする規定が基準府令において改正されましたので、基準に合わせ1ページ第5条第2項から第6条までを削り、ページ飛びまして12ページ下段になります。新たに第4条雑則として、第53条、電磁的記録等の条項を加えるものです。

次に、15ページになります。

第2条関係では、小清水町子ども・子育て会議条例の一部改正について、第3条関係では、小清水町立小清水保育所条例の一部改正について、第4条関係では、小清水町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について、第1条関係同様に関係法令から引用する条項及び内閣総理大臣の権限とする改正に伴う関係条例の規定を整理する改正でございます。

最後に改正附則でございますが、施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第34号を採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第34号、原案のとおり可決されました。

◎議案第35号 及び 議案第36号

○議長（坂田秀昭君）日程第15、議案第35号及び日程第16、議案第36号、令和5年度小清水町一般会計補正予算（第2号）について、令和5年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君）ただいま、一括上程されました議案第35号、令和5年度小清水町一般会計補正予算（第2号）及び議案第36号、令和5年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、初めに、議案第35号、令和5年度小清水町一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億8,696万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億2,639万9千円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

第2表継続費の追加は、本年度より2か年間の継続費事業とする認定こども園建設事業1億4,622万6千円につきまして、本年度1年目は進捗率40%を見込んだ予算額5億7,849万1千円、令和6年度予算額8億6,773万5千円を年割額として追加するものでございます。

次のページになります。

第3表地方債補正の変更は、継続費事業1年目の建設事業に係る財源として、認定こども園整備事業債

に5億7,840万円の増額、令和5年度発行可能額を5億8,600万円とするものです。

補正予算書12ページをお願いします。歳出予算でございますが、主要施策調と合わせて御覧をいただきたいと思います。

初めに、2款総務費1項4目財産管理費24節積立金は、防災拠点型複合庁舎整備に対する指定寄付、30万円を公共施設整備基金積立金に追加計上。11目住民センター費は、平成5年度に整備した止別住民センターの冷蔵庫が故障したことに伴い、新たに冷蔵庫を購入することとして、17節備品購入費に26万9千円を追加計上するものでございます。

次に、2項2目賦課徴収費ですが、道路交通法の一部改正に伴い、特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードの規定が追加されたことに伴い、本年5月開催の臨時町議会において御承認いただきました町税条例の一部を改正する条例に基づき、10節消耗品費で、自動車標識購入費8万円追加。12節委託料も同様に、車種の追加に対応するシステム改修業務委託料として、33万2千円追加計上するものです。

次に、3項1目戸籍住民基本台帳費は、市町村の事務標準化に向けた住基ネット機器の更新に伴うネットワーク使用料29万7千円追加計上。

次のページになります。

3款民生費2項4目保育所費は、遠方での里帰り出産から育児休業まで8か月間の広域入所希望があり、受入れ地の確保が可能となったことから、12節委託料に広域入所委託料75万円を追加。

主要施策調2ページ目をお開きください。

6目認定こども園整備費は、第2表継続費補正の追加のとおり40%の事業費を見込んだ、令和5年度分の整備事業費を12節委託料工事監理業務委託料675万円追加、14節工事請負費認定こども園建設工事請負費に5億7,174万1千円を追加計上するものです。

18節負担金補助及び交付金は、単年度事業として追加の整備事業箇所において支障となるNTT電柱の移設、撤去等に係る支障物件移設等負担金263万7千円を追加計上するものでございます。

4款衛生費1項3目母子衛生費は、22節償還金利子及び割引料で、令和3年度母子衛生費国庫補助金の額の決定がなされ、本年3月27日付けで通知のあった超過交付金の返還金3万円を国・道支出金返還金に追加計上するものです。

次に、7目新型コロナウイルス感染症対策費ですが、主要施策調4ページを合わせて御覧をいただきたいと思います。

初めに、住民税非課税世帯臨時特別給付金給付事業では、住民税非課税世帯に対し3万円を給付、これに係る事務費では、10節需用費及び11節役務費、12節委託料のうち、非課税世帯臨時特別給付金事業、システム改修業務委託料66万9千円を合わせた100万円を計上。事業費では、18節負担金補助及び交付金に、支給対象者を650世帯と推計した、住民税非課税世帯臨時特別給付金1,950万円を追加計上するものです。

次に、町内経済活性化事業は、原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰を受けている町民1人につき5千円の商品券を配布することで、生活基盤の安定と町内経済の活性化を図ることを目的として実施するもので、事務費を加えた事業費といたしましては、12節委託料に町内経済活性化事業委託料2,360万円を追加計上するものでございます。

次の、医療・介護等提供体制支援事業は、医療機関・介護保険施設及び幼稚園を対象とする、町内7事業者に対する支援金320万円、次に、JA小清水に対し、原油価格や物価高騰の影響緩和対策として町内農業者共同利用施設における費用に対し助成を行うことで、農業者の負担軽減につなげることを目的に、18節負担金補助及び交付金、物価等高騰対策事業費補助金1,000万円を追加計上するものでございます。

次に、主要施策調では、6ページになります。

6款農林水産業費1項3目農業振興費18節持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金は、持続可能な畑作産地形成に向けた生産技術作付体系導入支援として行う、省力作業機械等の導入や、バレイショ病害虫抵抗性品種の導入などに対する補助金4,331万円追加計上するものです。

10 款教育費 1 項 1 目教育委員会費 1 2 節委託料は、通学等におけるスクールバス内の児童・幼児置き去り事故の防止を図るため、運用するスクールバス 7 台全ての車両に車内置き去り防止の安全装置を設置することとして、169 万 2 千円追加。

補正予算書 15 ページになります。

3 項 1 目中学校学校管理費は、令和 5 年度当初予算において計上しておりました武道場網戸設置につきまして、製品価格の高騰に伴い、不足する所要額 18 万 6 千円追加計上。

次に、6 項 2 目体育施設費は、トレーニングセンター、アリーナにおきまして、各種スポーツ団体が使用するラインテープの脱着による影響で、塗布したウレタンが剥がれている状況を確認したことから、早急にウレタン塗布を行うこととし、その所要額 129 万 1 千円を社会体育施設整備事業工事請負費に追加計上するものでございます。

次に、歳入予算ですが、9 ページにお戻りください。

14 款国庫支出金 2 項 3 目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に係る国庫補助といたしまして 5,533 万 8 千円を追加。15 款道支出金 2 項 4 目農林水産業費道補助金は、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業費補助金として歳出同額の 4,331 万円追加。

6 目教育費道補助金は、スクールバス置き去り防止装置の設置に係る補助といたしまして、こどもの安心・安全対策緊急支援事業費補助金 61 万 6 千円追加計上するものです。

17 款寄付金 1 項 1 目寄付金は、防災拠点型複合庁舎整備への指定寄付 1 件、30 万円を追加計上。

19 款繰越金は、財源調整分といたしまして、前年度繰越金 900 万 1 千円を追加。

21 款町債は、継続費 1 年目事業として実施する認定こども園整備事業の財源として、過疎対策事業債 5 億 7,840 万円を追加計上するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）牧野町民生活課長。

○町民生活課長（牧野尚樹君）続きまして、議案第 36 号、令和 5 年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書の 17 ページになります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 50 万円を追加し、予算の総額を 8 億 6,791 万 1 千円とするものでございます。

本補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症関連対策として、特例的・時限的な措置であります傷病手当金の国の財政支援となる対象期間が本年 5 月 7 日までと延長されたことによる傷病手当金を追加計上するものでございます。

22 ページをお開きください。

まず、歳出予算の補正ですが、期間の延長に伴いまして、その支給に備え、2 款 1 項保険給付費 6 目傷病手当金を 50 万円追加、補正予算書 20 ページに戻りまして、歳入ですが、傷病手当金の支給財源は、全て国の負担によるものでございますが、国保事業の都道府県化による財政運営主体の北海道より交付されることから、2 款 1 項道補助金 1 目保険給付費等交付金の特別交付金として歳出同額の 50 万円を追加計上するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第 35 号、令和 5 年度小清水町一般会計補正予算（第 2 号）について質疑を受けます。

9 番、更科浩司議員。

○9 番（更科浩司君）9 番。主要施策調の一番最後の体育施設費の熱交換器清掃、これの説明をお願いしたいんですけど。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 36 分

再開 午前 11 時 37 分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ほかに。

5番、瓜田新一議員。

○5番（瓜田新一君）5番です。主要施策調の4ページ、新型コロナウイルス関係なんですけども、この中の事務費、住民税非課税世帯の事務費とそれから町内経済活性化に対する事務費、両方大体同じようなパーセントになっているんですけども、これ、何か、経済活性化のほうは、委託先の事務費になるのかな、これは。その2つと、それから、非課税世帯の推移をわかればちょっと教えてほしい。去年の秋から若干増えているような気はするんですけども、その辺はちょっと把握しているかどうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君）お答えさせていただきます。

まず事務費でございます。事務費の中身は、消耗品、通信費、あとは口座振替手数料等々、あとはシステム回収委託料等々になってございます。商工会さんの委託の部分の事務費も同様の考え方でございまして、実費に係る消耗品、通信費、口座振替手数料等の積み上げでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君）非課税世帯の推移ということで御質問ございましたけども、令和4年度に関しましては、541世帯ということで、住民税非課税世帯に対する給付を行っております。令和5年度については、6月1日基準で既に判明しておりますけども、給付事業の取扱いで、給付に係る税情報を閲覧するのが6月16日から可能となっております。まだ詳細をつかんでおりませんが、予算的には650世帯見込んでおまして、コロナ禍、物価高関係で景気低迷しておりますことから、前年度よりも110世帯多く見込んで十分対応できるように予算措置したところでございます。よろしくお願ひします。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

5番、瓜田新一議員。

○5番（瓜田新一君）5番です。事務費の関係で、新庁舎になったから事務費が上がるのかそういうのではないと思うんですけども、去年の10月でしたか、物価高騰で同じようなあれでやっていますけども、5万円給付、非課税世帯に対して、そのときの大体事務費のあれが4%いくかいかないかだったんで、その辺と合わせたら、単純にそのぐらいを先に見込んで取っちゃおうかというような計算なのか、その辺をちょっと。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君）お答えをさせていただきたいと思ひます。

数は世帯、何世帯いるのか、それにかかって、大体何%の方が口座振替なのかというのを推計して作っておりますので、前回の数値を参考に、また実績、過去4回、5回やっておりますので、参考に積算をしているというものでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第35号を採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第35号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号、令和5年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第36号を採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第36号、原案のとおり可決されました。

◎同意第3号

○議長(坂田秀昭君) 日程第17、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保町長。

○町長(久保弘志君) ただいま上程されました同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員につきましては、地方税法の規定により、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために選任しておりますが、現在の委員である、坂井晃氏、関山美和氏、成戸明男氏におかれましては、本年6月30日をもって3年の任期が満了いたしますことから、次の委員を選任する必要があるものでございます。

本委員につきましては、市町村税の納税義務がある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者から選任することとされておりまして、検討いたしました結果、関山氏、成戸氏につきましては、引き続き再任とさせていただき、坂井氏の後任として新たに、小清水町字泉、吉田伸明氏を選任したいと存じます。3氏におかれましては、別途お配りしている履歴書のとおり、十分な学識及び経験を有する方でございますので、地方税法第423条第3項の定めるところにより、議会の同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) 同意第3号、お諮りいたします。

初めに、議題のうち関山美和氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 次に、議題のうち成戸明男氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 次に、議題のうち、吉田伸明氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、同意第3号、原案のとおり同意と決定されました。

◎同意第4号

○議長（坂田秀昭君）日程第18、同意第4号、小清水町農業委員会委員の選任についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）ただいま上程されました、同意第4号、小清水町農業委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律第8条の規定により、その職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が議会の同意を得て任命するとされておりますことから、委員の任命に当たりお諮りするものでございます。

現在の農業委員15名の方につきましては、来月19日をもって1期3年の任期が満了となりますので、次期委員の選出に当たり、本年4月に公募を行ったところ、定数15名に対し、15名の応募があったところでございます。

次のページの別紙を御覧願います。

お諮りする候補者のうち、新たに選任する委員は、2番の小倉大輔氏、3番の内海健氏、5番の大澤篤氏、9番の牧野昭紀氏、10番の鎌田保宏氏の5名で、ほかの10名の方につきましては現職でございます。

経歴など個人それぞれの御紹介は省略をさせていただきますが、15名ともに地域や団体からの推薦、または自ら意欲を持ち応募された方たちで、農業に関する優れた識見と熱意を有しており、農業委員として適任と存じますので、選任について御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）同意第4号、お諮りいたします。

初めに、議題のうち浪岡弘明氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）次に、議題のうち小倉大輔氏の選任について、原案のとおり同意とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）次に、議題のうち内海健氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）次に、議題のうち臼井崇洋氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）次に、議題のうち大澤篤氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）次に、議題のうち竹内正宏氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）次に、議題のうち佐伯和彦氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）次に、議題のうち佐藤昌嗣氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）次に、議題のうち牧野昭紀氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君)次に、議題のうち鎌田保宏氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君)次に、議題のうち古川勝喜氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君)次に、議題のうち渡邊敦氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君)次に、議題のうち馬淵泰子氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君)次に、議題のうち今城京子氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君)次に、議題のうち須藤隆司氏の選任について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君)御異議ないものと認めます。

よって、同意第4号、原案のとおり同意と決定されました。

◎閉会の宣告

○議長(坂田秀昭君)以上をもちまして、本町議会定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和5年第3回町議会定例会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。どうもお疲れさまでございました。

(午前11時51分)